

観光庁では、通訳案内士として登録されている皆様の就業機会の確保および通訳案内研修の受講状況の管理等を目的とし「通訳案内士登録情報検索サービス」を提供しております。

本サービスは、観光庁が管理するシステム上で、通訳案内士と旅行会社等の就業依頼に係る連絡を双方向で取り合うことができ、旅行会社等との繋がり作りや就業機会の確保のきっかけ作りに活用頂ける他、ご自身の通訳案内研修の受講状況をサービス上でご確認頂くことができます。

## サービスのメリット

- 旅行会社等からの就業依頼をメールで受け取れます！
- メールで受けた依頼以外の就業依頼も検索可能！
- サービス上で就業依頼へ応募できます！

### ポイント

- ・就業依頼メールの受信希望を登録すると、就業依頼内容をメールで受け取ることができます。
- ・登録される就業依頼は、観光庁が承認した旅行会社等からの依頼のみ。
- ・依頼への応募時にはコメントを登録可能。応募時の意気込みや心配事等を旅行会社等に伝えることができます。



①通訳案内研修受講状況確認

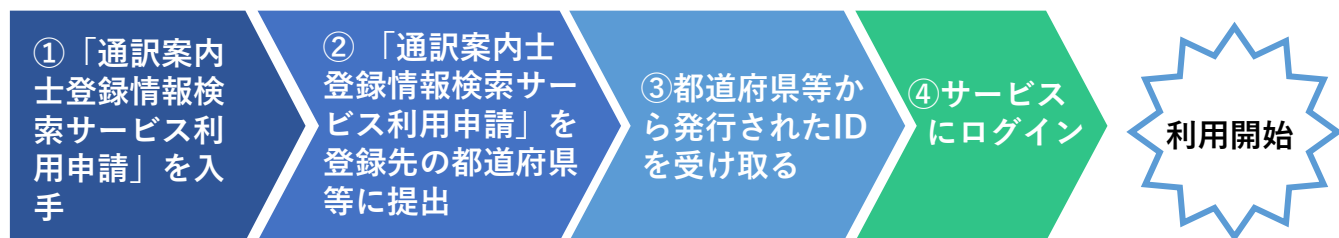
その他の通訳案内士登録情報

通訳案内研修受講年月日	2022/09/30
-------------	------------

○通訳案内研修の直近の受講日をサービス上で確認できます！

観光庁では、今後も通訳案内士の魅力を発信していくとともに、内外での通訳案内士の認知度向上、活躍促進のための取組を進めてまいります。

# 利用開始手続きの流れ



- ① 下記の方法で「通訳案内士登録情報検索サービス利用申請」を入手します。  
全国通訳案内士の方：全国通訳案内士試験の電子申請システムからダウンロード（合格証と併せてダウンロードできます。）  
地域通訳案内士の方：地域通訳案内士の登録申請窓口で配布または自治体のホームページからダウンロード
- ② 「通訳案内士登録情報検索サービス利用申請」を記入の上、下記の登録申請窓口(以下、都道府県等と表記)に提出してください。※新規登録申請時に合わせてご提出ください。  
全国通訳案内士の方：都道府県の全国通訳案内士の登録申請窓口  
地域通訳案内士の方：都道府県または自治体の地域通訳案内士の登録申請窓口
- ③ 都道府県等からサービスを利用するためのIDが発行されます。
- ④ 発行されたIDでサービスにログインします。  
※ご利用方法の詳細は都道府県等のお手続き時に改めてご案内いたします。

## Q & A

**Q 1.** このサービスで通訳案内士の情報を閲覧したり、就業依頼を登録する「旅行会社等」とは具体的に誰になるのですか？

**A 1.** 閲覧申請を観光庁に行い、承認された下記の者のみが対象となります。

- [1] 旅行業者（第1種・第2種・第3種・地域限定・旅行業者代理業）
- [2] 旅行サービス手配業者（ランドオペレーター）
- [3] 旅館業法に基づくホテル及び旅館
- [4] 労働者派遣法・職業安定法に基づく通訳案内士派遣業者
- [5] 日本版DMO登録団体

※自治体に対しては、災害時などに通訳案内士の手配が必要な場合に備えて、別途閲覧権限を付与する場合があります。

**Q 2.** 全員の登録情報が公開されることになるのですか？

**A 2.** 公開される情報は、通訳案内士様ご自身が「公開する」と設定した情報のみとなります。ご自身が公開の設定をしない限りは、公開されることはありません。

**Q 3.** どのような情報が公開できるのでしょうか？

**A 3.** 都道府県等に登録されている基本情報（氏名、言語、住所 等）の他、付加情報として自己紹介や写真、動画などが公開可能となります。

※付加情報は入力したものがそのまま公開されますので、公開したくないものは入力しないでください。

**Q 4.** 氏名、住所等は旅行会社等に情報公開せず、通訳案内研修の受講状況の確認にのみ利用することは可能ですか？

**A 4.** 研修の受講状況の確認だけしたい方は、研修受講年月日の公開だけを行い、氏名、住所等の他の情報の公開設定や付加情報の入力はしないでください。研修受講年月日しか公開していない方は、旅行会社等の閲覧対象にはなりません。

